

## メガソーラー事業に係る主な関係法令

NO	関連法令	主な規制の概要	手続き	県所管課	相談窓口	
					地域	窓口
22	山形県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例	<p>港湾の背後地については、港湾の機能が阻害されないよう、構築物設置等が規制されており、知事の許可が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>臨港地区分区内構築物建設（改築、用途変更）許可</li> </ul>	許可申請	<p>県土整備部 空港港湾課 (023-630-2625)</p>	酒田港、加茂港、鼠ヶ関港	<p>港湾事務所 (0234-26-5634)</p>